

返戻金に関する事項

就職者が、本人の事由により、勤務開始後 3 ヶ月満了前に雇用契約が終了した場合には、終了までの期間に応じて、一定割合の手数料及び消費税相当額を返却致します。

返戻金制度の有無： 有

返戻金の期間及び割合：	1 ヶ月未満	80%
	1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	50%
	2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	20%

※上記の範囲内で、個別に求人者と定めます。

就職先の事由により、退職するに至った場合は、受領した手数料及び消費税相当額は返還致しません。尚、当該退職が手数料前であったとしても、就職先の支払い債務は消滅しません。

株式会社ブロード・プランニング